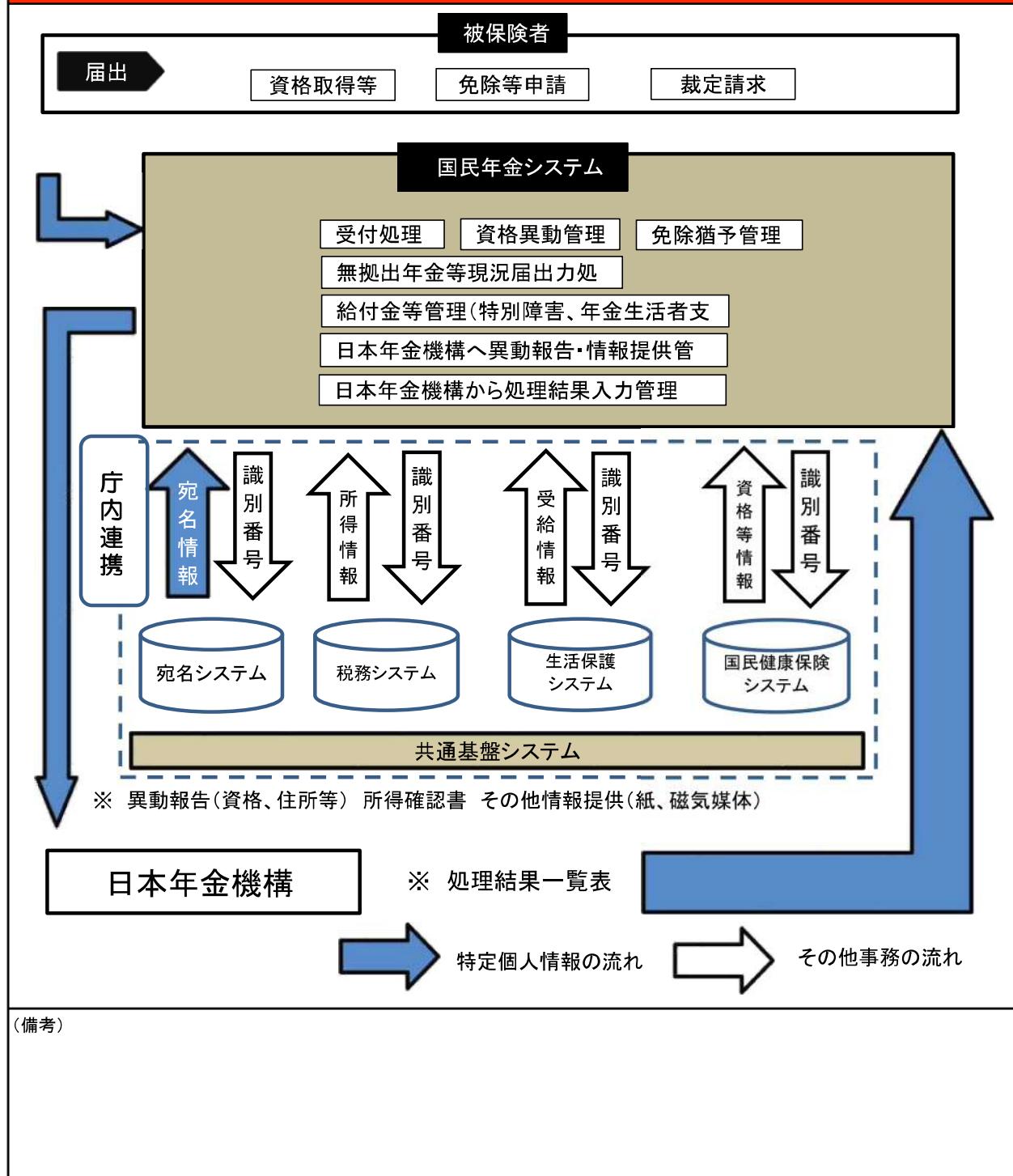


<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民年金ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	国民年金に係る事務処理を行う上で、被保険者の資格記録、住民記録(世帯情報)、所得状況等を把握する必要があるため。
②実現が期待されるメリット	日本年金機構が情報提供ネットワークを通じて、地方税関係情報、住民票関係情報等の照会、情報取得が可能となり、申請者等への利便性の向上及び行政の効率化が図れる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項 83の項 95の項 北九州市個人番号の利用に関する条例
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉局健康医療部保険年金課
②所属長の役職名	保健福祉局健康医療部保険年金課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
—	

(別添1) 事務の内容



## II 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

### 2. 基本情報

①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	北九州市内に住民登録されている国民年金第1号被保険者及び任意加入者、第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員、福祉年金受給権者及びその世帯員(過去に住民登録していた第1号被保険者を含む)	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 対象者の特定に必要なため。</li> <li>・連絡先情報 申請者等への事務上必要な場合の連絡先として必要なため。</li> <li>・業務関係情報 地方税関係情報 保険料免除の受付、無拠出年金の受付、受給権者の要件確認において、所得情報が必要なため。 生活保護関係情報 保険料の法定免除の該当、非該当の資料として必要なため。 年金関係情報 無拠出年金等の受給権者の資格要件の確認において、受給者番号等が必要なため。</li> </ul>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉局健康医療部保険年金課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[ <input checked="" type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人			
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署	( 戸籍住民課、課税課、介護保険課、保護課、保険年金 課 )		
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等	( 日本年金機構 )		
	[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人	( )		
	[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者	( )		
②入手方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙	[ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム	
	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム			
	[ <input type="checkbox"/> ] その他	( )		
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金システムを主体とする入手 住民登録に係る異動届、20歳到達月における加入時に宛名システムとの連携により、隨時入手する。 市民税情報は、税システムとの連携により、オンラインで随时入手する。また、無拠出年金等の所得審査に必要な税情報はバッチ処理により、月1回入手する。</li> <li>・国民年金事務に係る個別対応による入手 資格取得、喪失等の届出の受付、保険料免除申請受付、又は裁定請求受付に入手する。</li> <li>・日本年金機構からの入手 第1号被保険者に係る加入、種別変更若しくは喪失の関係届又は保険料免除申請、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求に係る申請書を受理し、日本年金機構へ送付し、同機構での処理の結果とし送付される「処理結果一覧表」を週1回郵送により入手する。</li> </ul>			
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金システムを主体とする入手 住民登録に係る異動届、20歳到達月における加入時に宛名システムとの連携により、隨時入手する。 市民税情報は、税システムとの連携により、オンラインで随时入手する。また、無拠出年金等の所得審査に必要な税情報はバッチ処理により、月1回入手する。</li> <li>・国民年金事務に係る個別対応による入手 資格取得、喪失等の届出の受付、保険料免除申請受付、又は裁定請求受付に入手する。</li> <li>・日本年金機構からの入手 第1号被保険者に係る加入、種別変更若しくは喪失の関係届又は保険料免除申請、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求に係る申請書を受理し、日本年金機構へ送付し、同機構での処理の結果とし送付される「処理結果一覧表」を週1回郵送により入手する。</li> </ul>			
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報、連絡先情報 国民年金法等で申請、届出時の記載事項として規定されている。</li> <li>・関係情報 庁内連携を通じた入手を行うことは、番号法に基づく条例に規定されている。</li> </ul>			
⑥使用目的 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者、任意加入者に係る資格情報の管理</li> <li>・資格異動届等の受理に係る確認及び保険料免除等申請の受理に係る所得、世帯の確認</li> <li>・老齢基礎年金裁定請求の受理に係る確認、遺族基礎年金、障害基礎年金の裁定請求に係る確認及び所得状況の確認</li> <li>・特別障害給付金請求の受理に係る所得確認</li> <li>・老齢福祉年金受給権者に係る所得確認</li> <li>・年金生活者支援給付金請求に係る所得確認</li> </ul>			
	変更の妥当性	—		
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	保健福祉局健康医療部保険年金課、各区役所国保年金課、各区役所出張所(一部事務を除く)		
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上</p>	